

記

一 發生ノ場所 北豊島郡南千住町三、六五

ニ 事業主側

名 稱 合資会社大都運送店

代 表 者 飯田義一 郎

資 本 一 万 円

事 業 貨物運送業

企業系統 十二

役員者數 男二十二名

三 労働者側

労働組合加入者 全員

労働組合加入者 全員

應援労働組合 京浜船夫組合（總聯合系）

又發生ノ時 昭和五年七月二十三日

其發生ノ原因

糧米船夫之對シ一ヶ月五十円乃至六十円ノ仕込金ヲ貸與シツ  
、アリシニ近來海運界不況ノ爲メ七月十四日船夫一團ニ對シ  
八月一日ヨリ現在ノ定期仕込制ヲ廢シ積込仕込制（貨物運搬  
ノ都度運金ヲ支給シ制度）トスル旨ヲ申渡シタリ  
然ルニ未制度ニ依ル時ハ船夫ノ收入一ヶ月十五円位ニシテ  
剩餘生活ヲ保持スル能ハザルヲ以テ其ノ撤回ヲ再三交渉シタ  
ルニ不調ニ終リタルニ因ル

六 要求事項並交渉状況

本月廿二日午後二時組合代表松藤惣一、船夫代表中尾鶴一 郎外  
數名ハ事業主側代表飯田義一 郎ト會見シ口頭ニテ八月一日ヨ  
リ施行ノ予定ナル積込仕込制ノ撤回ヲ要求セリ

七 回答状況

事業主側ニテハ「會社ヲ定期仕込制ヲ特統シツ、アリシ爲メ